

「漁港漁場関係工事積算基準」に係る令和7年度標準賃金  
について（令和7年3月1日から適用）

①潜水士（ダイバー）標準賃金

（円／日）

潜水深度	標準賃金
10m未満	52,700
10～20m未満	57,700
20～30m未満	62,700
30～40m未満	67,600

注）標準賃金の内訳は、基準内給料（基本給及び諸手当）、通勤手当、賞与、退職金等である。

潜水士補助員は、潜水士（ダイバー）に準じる。

上廻り員は、令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価の潜水送気員に準じる。